改正後

附　則

（介護福祉士の養成に係る高等学校等における教務に関する主任者等の経過措置）

第六条　［略］

2　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の規定により授与された福祉の教科についての高等学校の教員の免許状を有する者又は同法に規定する当該教科についての高等学校教諭の普通免許状に係る所要資格を得ている者（次項において「免許状所持者等」という。）であって文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会の課程を修了したものは、第八条第四号の規定の適用については、当分の間、介護福祉士の資格を有するものとみなす。

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

3　免許状所持者等であって文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会の課程を修了したものは、第八条第五号の規定の適用については、当分の間、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を有するものとみなす。

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

別表第四（第五条―第七条関係）

領域	教育内容	時間数		
		第一号学校	第二号等学校	第三号学校
人間と社会	人間の尊厳と自立	三〇以上		一五
	人間関係とコミュニケーション	六〇以上		
	社会の理解	六〇以上		
	人間と社会に関する選択科目			
合計		二四〇		

改正前

附　則

（介護福祉士の養成に係る高等学校等における教務に関する主任者等の経過措置）

第六条　［同上］

2　次の各号に掲げる者は、第八条第四号の規定の適用については、当該各号に定める間、介護福祉士の資格を有するものとみなす。

一　この省令の施行の際現に教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の規定により授与された福祉の教科についての高等学校の教員の免許状を有する者又は同法に規定する当該教科についての高等学校教諭の普通免許状に係る所要資格を得ている者（以下この条において「免許状所持者等」という。）　平成二十六年三月三十一日までの間

二　免許状所持者等であって平成二十六年三月三十一日までの間において文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会（次号において「講習会」という。）の課程を修了したもの　当分の間

三　この省令の施行の際現に大学に在学し、又はこの省令の施行の日から平成二十二年三月三十一日までの間に大学に入学し、教育職員免許法に規定する福祉の教科について高等学校教諭の普通免許状の所要資格を得た者（次項において「免許状資格者」という。）であって、平成二十六年三月三十一日までの間において講習会の課程を修了したもの　当分の間

3　次の各号に掲げる者は、第八条第五号の規定の適用については、当該各号に定める間、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を有するものとみなす。

一　免許状所持者等　平成二十六年三月三十一日までの間

二　免許状所持者等であって平成二十六年三月三十一日までの間において文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会（次号において「講習会」という。）の課程を修了したもの　当分の間

三　免許状資格者であって平成二十六年三月三十一日までの間において講習会の課程を修了した者　当分の間

別表第四（第五条―第七条関係）

領域	教育内容	時間数		
		第一号学校	第二号等学校	第三号学校
人間と社会	人間の尊厳と自立	三〇以上		一五
	人間関係とコミュニケーション	三〇以上		
	社会の理解	六〇以上		
	人間と社会に関する選択科目			
合計		二四〇		